



外国人旅行者向け 消費税免税店制度について

平成27年7月
経済産業省中小企業庁

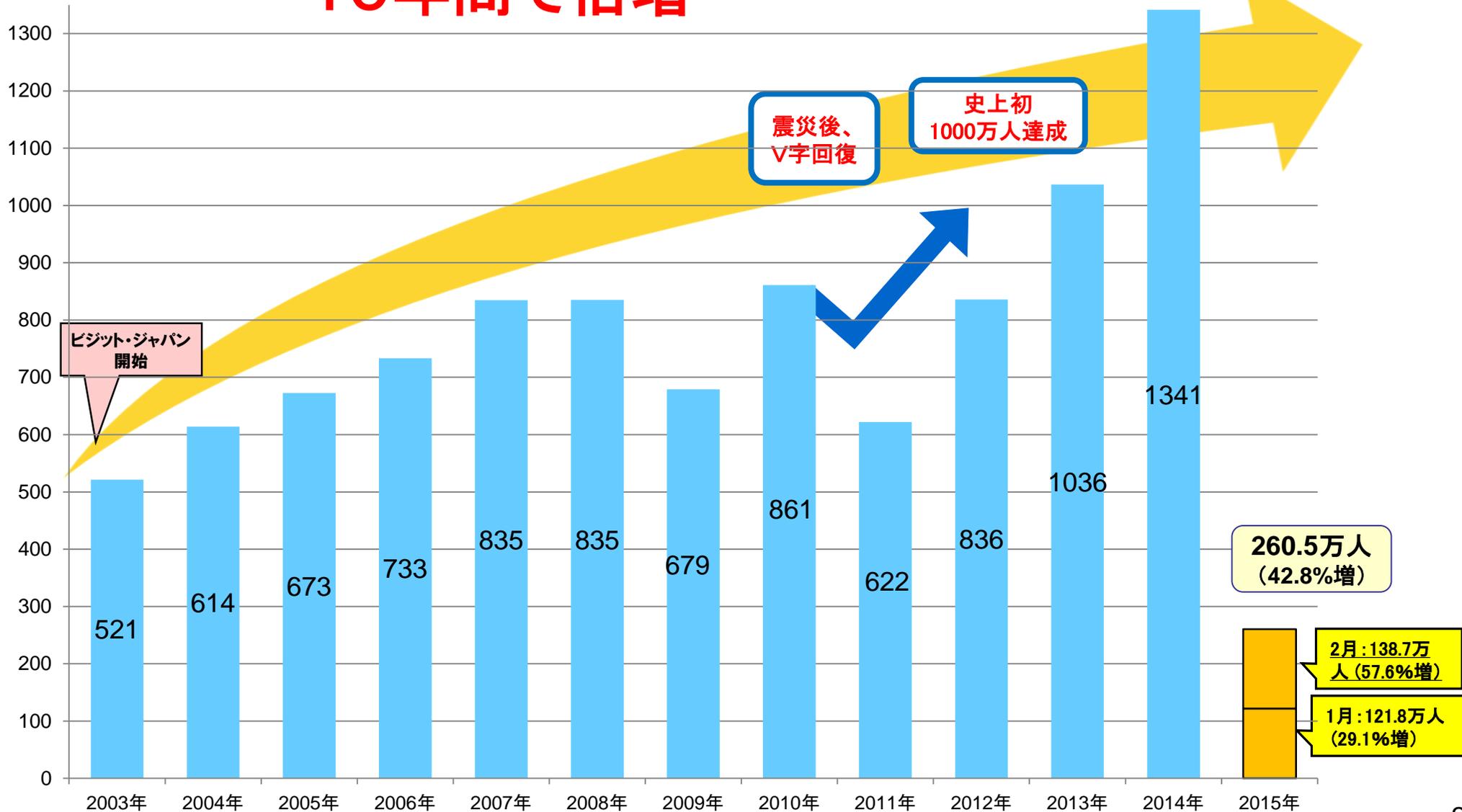
目次

1. 外国人旅行者の現状	2 p
2. 消費税免税店制度の概要	6
3. 一般型消費税免税店	11
4. 手続委託型消費税免税店制度	14
概要、免税販売の流れ、特定商業施設、商店街の地区等、 手続委託型消費税免税店の許可要件・許可申請方法、 承認免税手続事業者の承認要件・承認申請方法 等	
5. 参考	29

訪日外国人旅行者数1000万人の達成

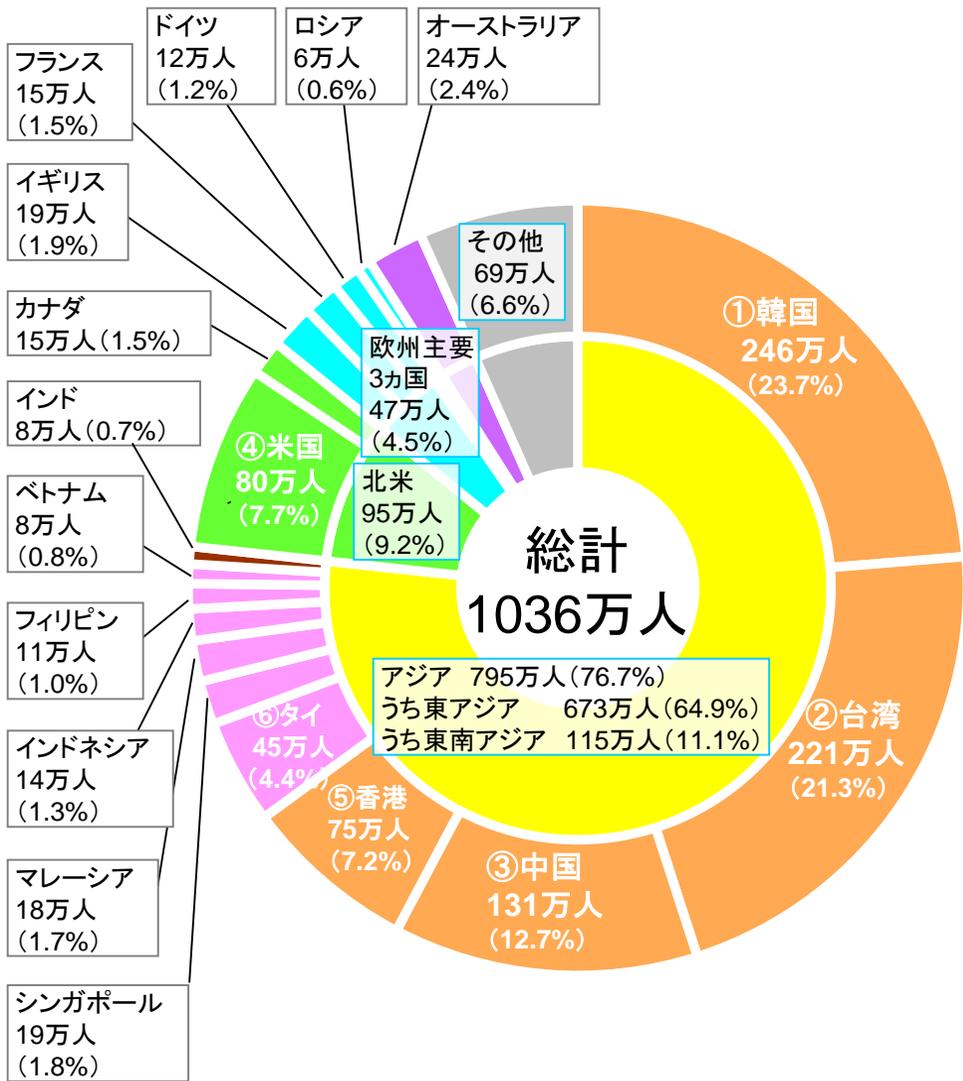
訪日外国人旅行者数の推移

10年間で倍増

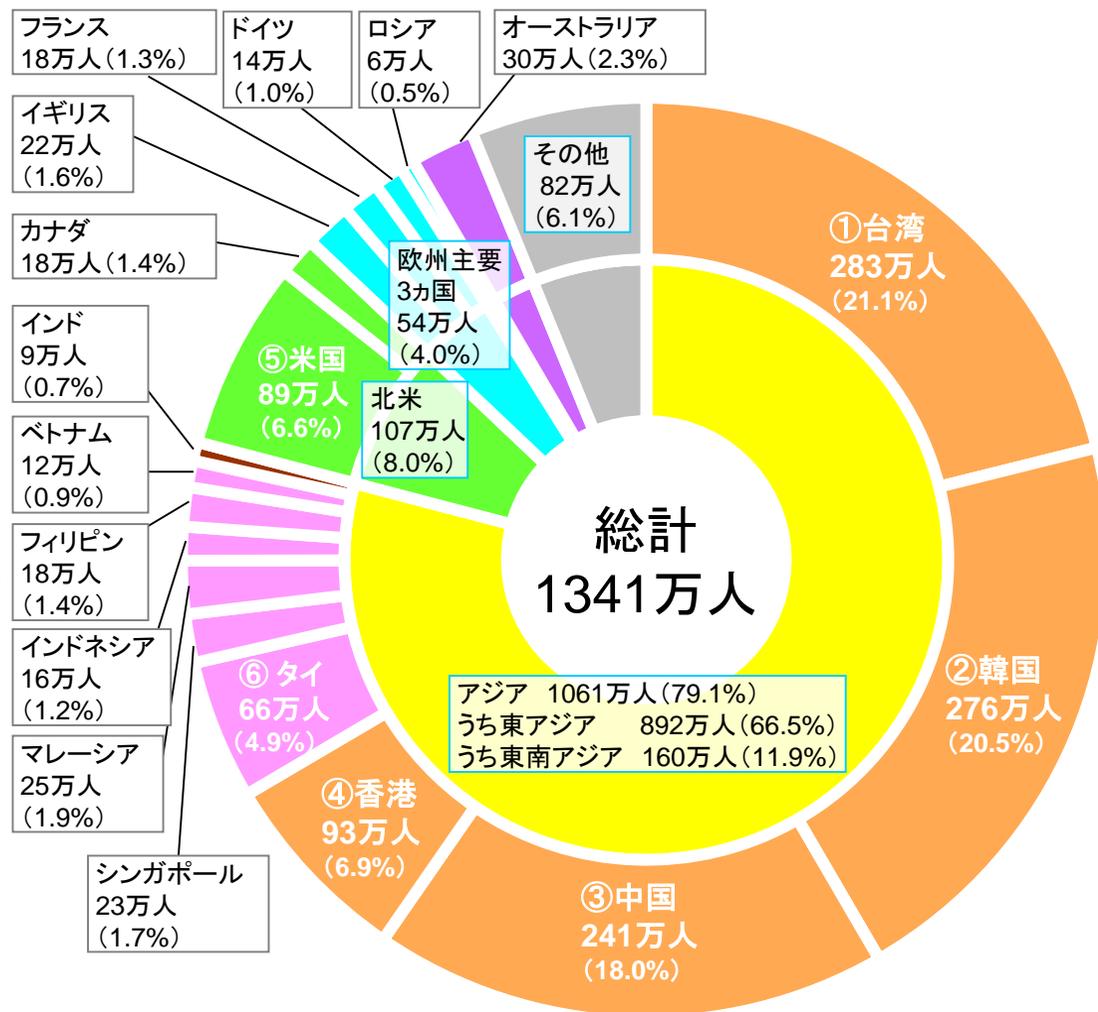


訪日外国人旅行者数及び割合（国・地域別）

【2013年（確定値）】



【2014年（推計値）】

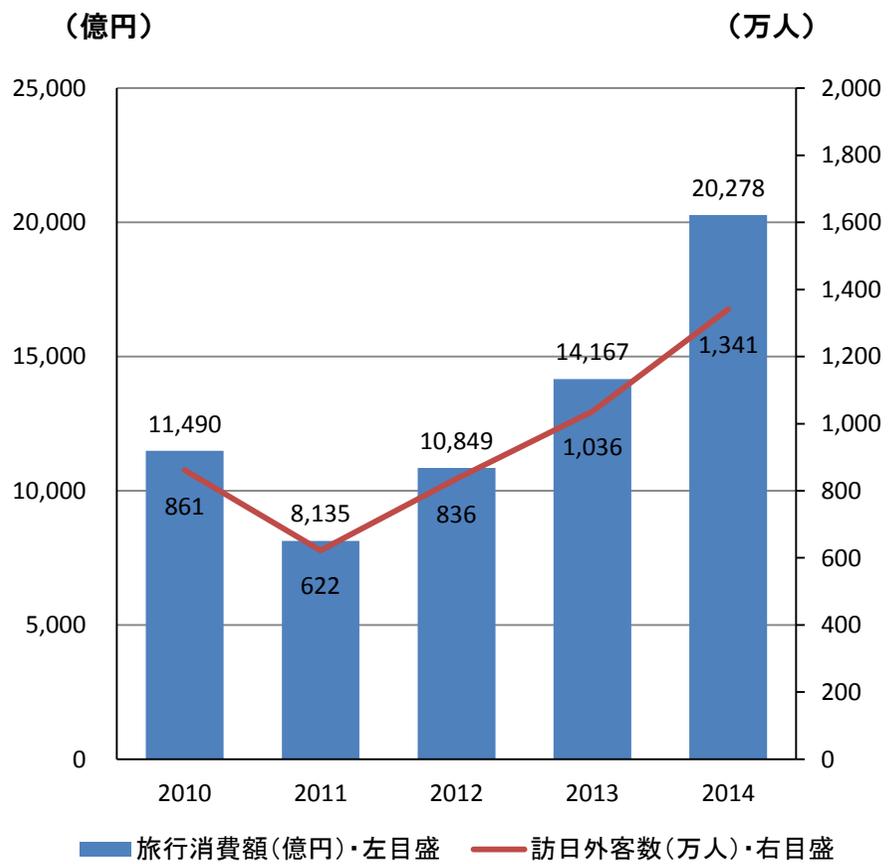


※（ ）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※日本政府観光局（JNTO）資料より観光庁作成

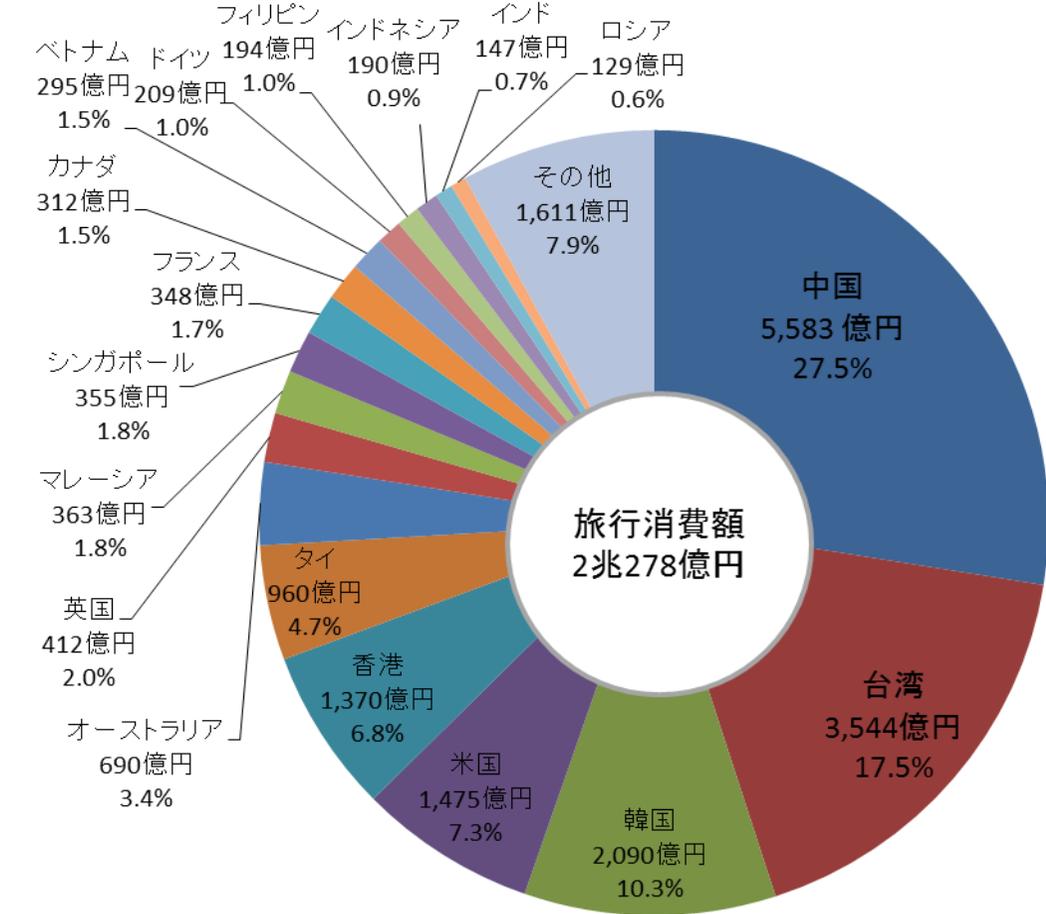
2014年の訪日外国人旅行消費額について（国籍・地域別）

○2014年の訪日外国人の旅行消費額は、2兆278億円と推計。
 前年（1兆4,167億円）と比べ43.1%増となり、過去最高額。
 ○国籍・地域別では、中国が、対前年2倍を超える5,583億円となり、総額の4分の1を超える。
タイ、台湾、マレーシアなどが、対前年で大幅な増加となった。

旅行消費額と訪日外客数の推移



旅行消費額の国籍・地域別構成比



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

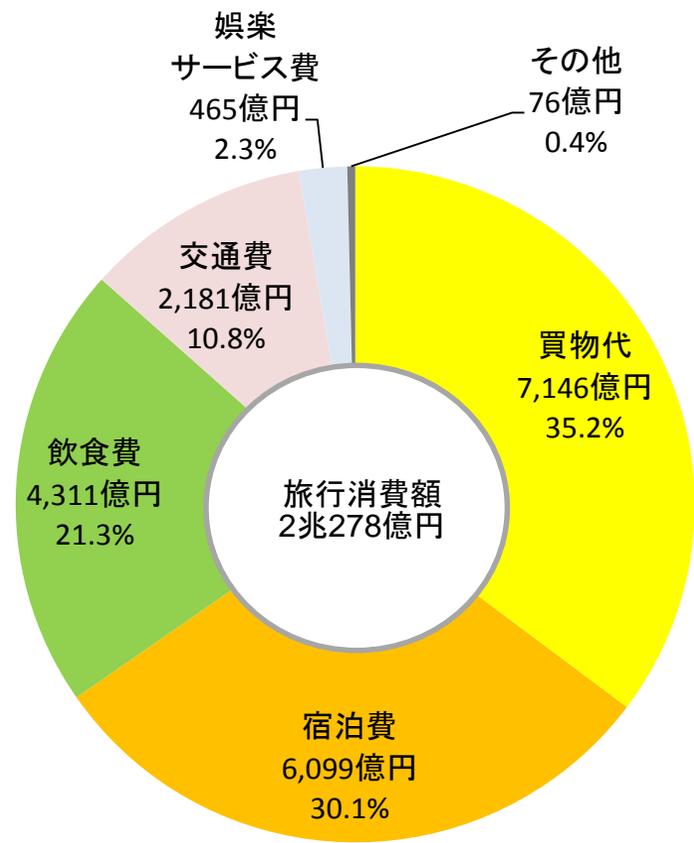
費目別訪日外国人旅行消費額(2014年)

○2014年の訪日外国人旅行消費額のうち、買い物代、宿泊料金はそれぞれ3割程度を占める。
 ○費目別・国別では宿泊料金・飲食費・交通費は平均宿泊数の多い欧米旅行者の支出が多く、一方で買い物代は中国を初めとした東アジア・東南アジア旅行者の支出が多い。

国籍	旅行支出 総額	【費目別旅行支出】 (円/人)					
		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽 サービス費	買い物代	その他
全国籍	151,174	45,471	32,140	16,259	3,464	53,278	564
韓国	75,852	24,820	19,147	9,112	2,371	20,137	265
台湾	125,248	37,021	25,267	12,568	3,598	46,501	292
香港	147,958	45,937	31,747	15,361	3,181	51,584	148
中国	231,753	44,661	39,483	15,668	2,812	127,443	1,687
タイ	146,029	40,803	28,358	14,899	5,494	56,133	341
シンガポール	155,792	52,619	38,897	15,555	2,984	45,485	252
マレーシア	145,466	46,990	28,105	18,422	3,642	47,500	805
インドネシア	119,884	37,301	21,840	18,582	3,673	37,563	924
フィリピン	105,284	30,986	26,866	11,284	2,134	34,011	4
ベトナム	237,688	63,739	54,361	23,725	5,596	88,814	1,452
インド	167,530	62,668	47,536	26,225	2,178	28,884	40
英国	187,239	81,094	46,360	28,562	3,793	27,087	341
ドイツ	148,774	65,762	33,884	24,577	3,422	21,095	33
フランス	194,685	77,827	45,677	33,052	4,864	33,233	32
ロシア	201,588	68,779	40,296	20,544	8,884	63,056	28
米国	165,381	71,783	42,343	24,481	3,564	22,905	306
カナダ	170,599	71,496	40,963	24,902	4,334	28,748	155
オーストラリア	227,823	93,484	52,308	33,755	7,614	39,082	1,580
その他	195,795	73,255	50,652	28,763	4,782	38,193	150

【平均泊数】(泊)	
全目的	観光・ レジャー
11.7	6.1
6.0	3.5
6.8	5.1
5.7	5.2
18.6	5.9
11.5	6.0
9.6	7.5
12.0	6.7
16.3	6.3
28.6	9.4
48.1	6.7
34.1	10.8
15.0	13.4
12.3	13.5
15.6	14.4
20.9	10.9
13.8	9.9
13.8	11.0
13.6	12.4
15.4	12.9

2014年 費目別旅行消費額



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

消費税免税店制度とは

- **消費税免税店**を経営する事業者が、外国人旅行者等の**非居住者**に対して**一定の方法**で販売する場合には、消費税が免除される。
- 2015年4月1日より開始した**手続委託型消費税免税店**では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの**特定商業施設内**において非居住者に対して販売する物品に係る免税手続（以下**免税販売手続**）を**免税手続カウンター**を設置する**事業者**に代理させることが出来る。

1. 一般型消費税免税店

販売場を経営する事業者がその販売場において免税販売手続を行う消費税免税店。

※2015年3月31日までに従来の消費税免税店許可を取得している店舗は、2015年4月1日より自動的に一般型消費税免税店となる。

2. 手続委託型消費税免税店

その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店。

免税販売の対象物品

- 従来免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、平成26年10月1日より**全ての品目が免税対象となった。**

- **一般物品**（消耗品以外のもの）



家電製品



着物・服



カバン

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**一般物品**の販売合計額が、**1万円を超えるもの**

- **消耗品**（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内**のもの

- ※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。
- ※ 酒の販売には「**酒類販売業免許**」、たばこの販売には「**たばこ小売販売業の許可**」が必要。

一般物品と消耗品の免税販売における要件

一般物品	消耗品
<p>同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が1万円を超えるものであること。</p>	<p>同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額（税抜）が5千円を超え、50万円までの範囲内のものであること。</p>
<p>同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が100万円を超える場合には、免税店を経営する事業者が、その非居住者の旅券等の写しを、その事業者の納税地又は販売場の所在地に保存すること（7年間の保存義務）。</p> <p>※パスポートの場合、パスポートの番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。 ※電磁的記録による保存も可能。 ※免税店を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。</p>	<p>—</p>
<p>免税購入する非居住者から、輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。</p>	<p>免税購入する非居住者から、購入後30日以内に輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。</p>
<p>—</p>	<p>指定された方法により包装を行うこと。 ※一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。</p>

消耗品の免税販売の注意点

- 包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製の箱」が可能。
- 包装は以下のような要件を満たすこと。
 - ① 出国までに破損しない十分な強度を有すること
 - ※ 果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される。
 - ② 開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
 - ③ 包装の中の内容物や個数が確認できること
 - 袋の場合には、透明、ほとんど透明であること
 - 箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を貼付
 - ④ 出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は記載した書面を貼付



品目及び数量のリスト

品目及び数量のリストは、容易に剥がれないように添付する。
※袋の場合にも、内容物が判別しにくい場合には、品目及び数量を記載。



開口部となりうる部分(底面含む)は、封印のテープでふさぐこと。

免税販売の対象となる「非居住者」

○ 免税販売は、外国人旅行者などの一時的滞在者が対象。

※ 外国人であっても、国内に居住している者は免税販売の対象とならない。

免税販売の対象となる「非居住者」

○ 「外国為替及び外国貿易法」第6条第1項第6号(定義)に規定する非居住者

- ・ 一般的な外国人旅行者等
- ・ 日本人であっても、2年以上外国に滞在する目的で出国し、一時的に日本に入国し、滞在期間が6ヶ月未満で出国する者等

免税販売の対象とならない外国人の例 (「居住者」として扱われるもの)

- 日本国内にある事業所に勤務する者
- 日本に入国後6ヶ月以上経過する者

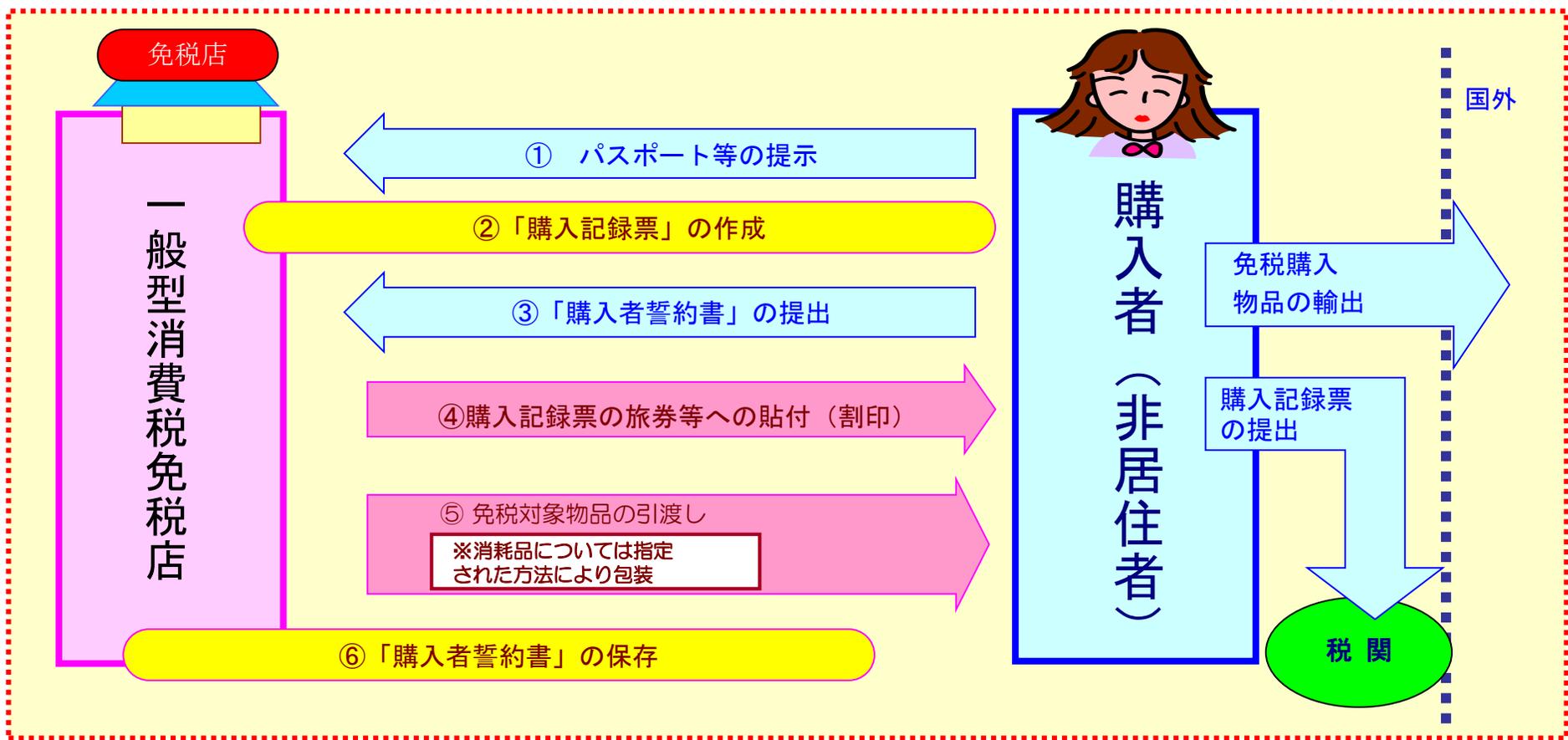
外国人	
非居住者	居住者
<ul style="list-style-type: none">①外国人は原則として非居住者として取り扱われます②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	<ul style="list-style-type: none">①日本国内にある事務所に勤務する者②日本に入国後6か月以上経過するに至った者

日本人	
非居住者	居住者
<ul style="list-style-type: none">①外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者③①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	<ul style="list-style-type: none">①日本人は、原則として居住者として取り扱われます②日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

一般型消費税免税店の免税販売の流れ

- 4. 手続：所定の手続に基づく販売であること。
 - 消費税免税店は「購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存することなど。
- 5. 輸出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出。免税物品を国外へ持ち出す※こと。
 - ※消耗品は、購入した日から30日以内に持ち出すこと



一般型消費税免税店の許可要件

○ 一般型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要。

《一般型消費税免税店の許可要件》

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者(※1)に限る。）が経営する販売場であること。
イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- ③ 免税販売手続に必要な人員を配置(※2)し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する(※3)販売場であること。

(※1) その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることが出来る。

詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

(※2) 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているもの。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えない。

(※3) 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではない。

一般型消費税免税店の許可申請

○ 一般型消費税免税店となるには、「輸出物品販売場許可申請書(一般型用)」に次の書類を添付して、消費税免税店を經營しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長へ行う。

≪「輸出物品販売場許可申請書(一般型用)」の添付書類≫

- ① 許可を受けようとする販売場の見取図
(販売場のレイアウト図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの)
- ② 免税販売の方法を販売員に周知するための資料
(免税販売手続マニュアルなど)
- ③ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
(免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど)
- ④ 申請者の事業内容が確認できる資料
(会社案内やホームページ掲載情報など)
- ⑤ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
(取扱商品リスト、商品カタログなど)
- ⑥ 許可を受けようとする販売場において作成する購入記録票のサンプル

※ ②～⑥の資料については、許可要件の確認のため参考として添付する必要がある

第20-11号様式 一般型用

輸出物品販売場許可申請書

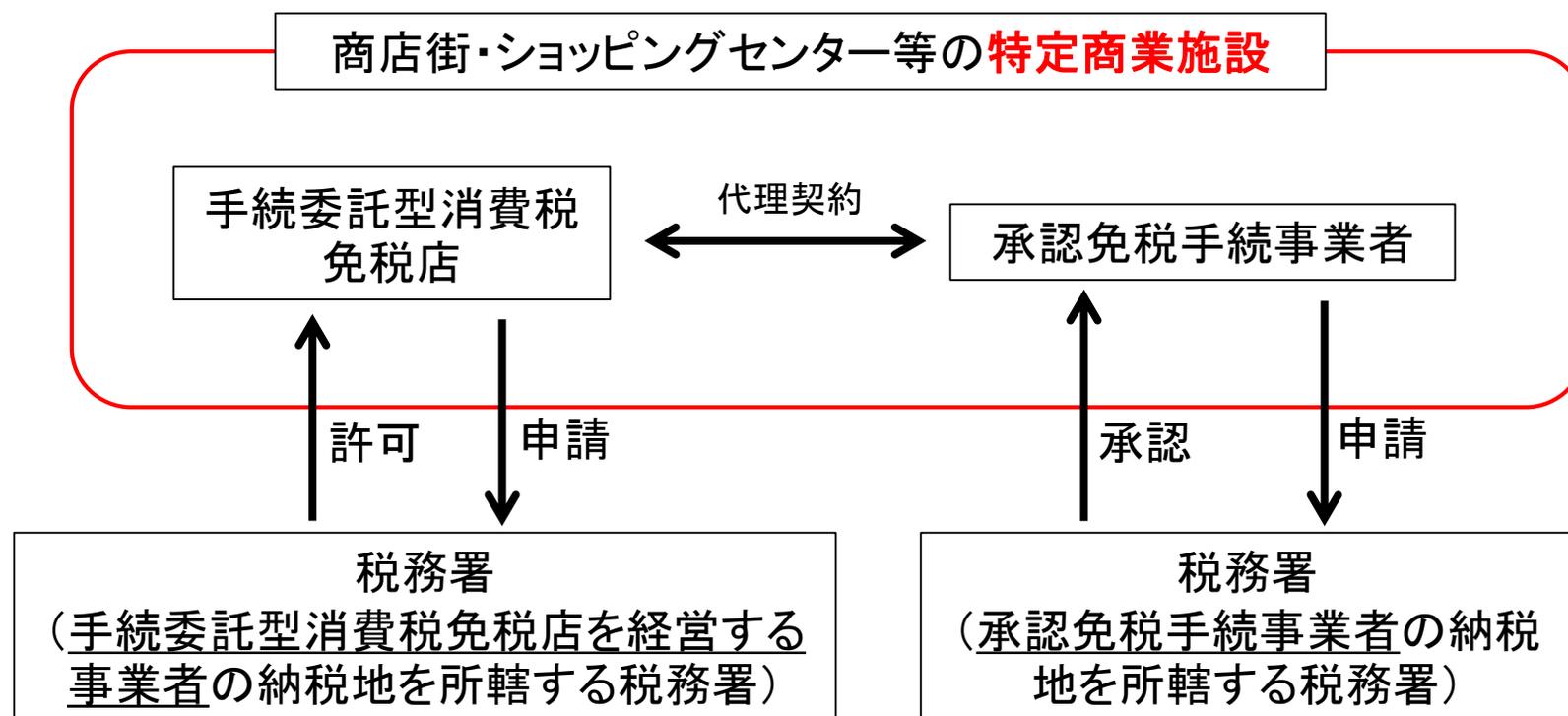
平成 年 月 日	(フリガナ) 申 納 税 地	
	(フリガナ) 省 名 又 は 市 名 及 び 代 表 者 氏 名	(電話番号)
税務署長殿		印
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第9条第6項の許可を受けたいので、申請します。		
販売場の所在地	(〒)	(電話番号)
販売場の名称	所轄 税務署 署名	税務署
許可を受けようとする販売場は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。		
参 考 事 項		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
税 理 士 署 名 押 印		(電話番号) 印
※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第9条第6項の許可をします。		
第 号	平成 年 月 日	税務署長 印

整理番号	部門番号			
申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
	年 月 日		年 月 日	年 月 日

注 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に呈送提出してください。
2. 捺印欄は、記載しないで下さい。
3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の順次に記載して添付してください。

手続委託型消費税免税店制度を活用する場合

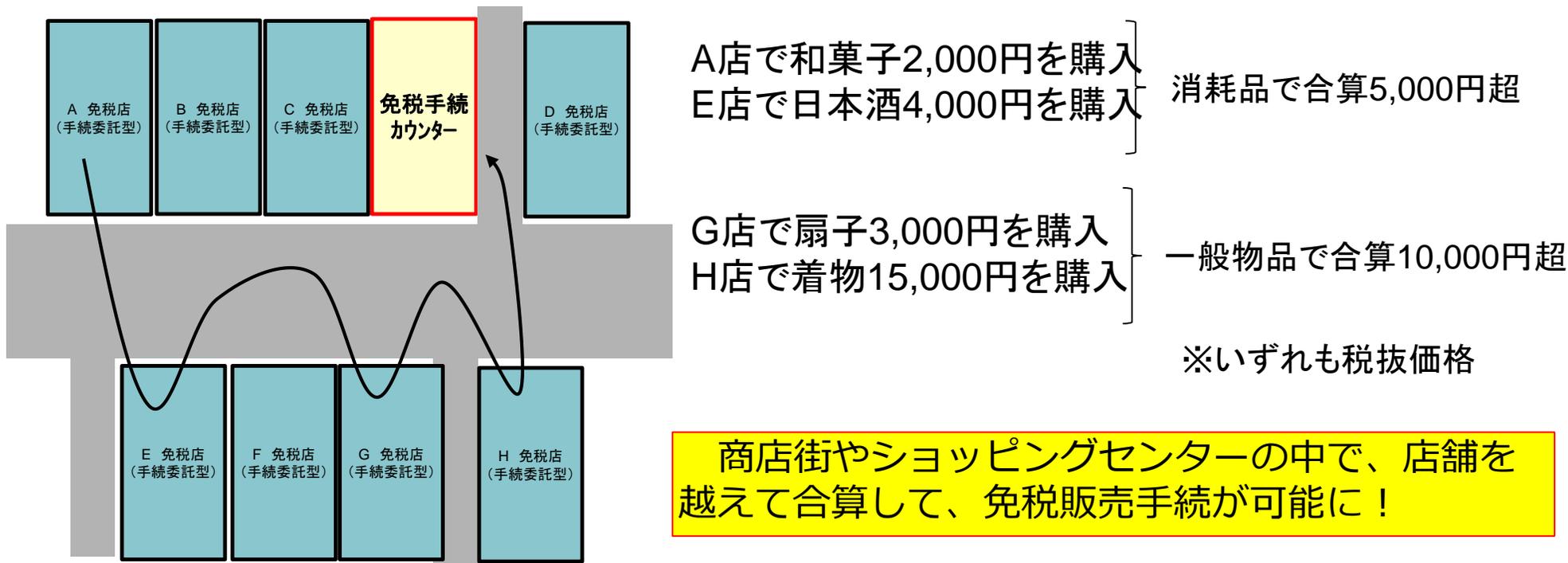
- 他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者（消費税の課税事業者に限る。）は、その販売場が所在する**特定商業施設**に免税手続カウンターを設置するためには、自身の納税地を所轄する税務署長の承認を受け、承認免税手続事業者となる必要がある。
- 販売場を「手続委託型消費税免税店」としようとする事業者（消費税の課税事業者に限る。）は、その販売場ごとに、その事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
- そのためには、手続委託型消費税免税店と承認免税手続事業者の間で免税販売手続の代理契約を締結し、申請書とともに契約書の写しを税務署へ提出することが必要となる。



手続委託型消費税免税店制度の概要

- 手続委託型消費税免税店では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において非居住者に対して販売する物品に係る免税販売手続を免税手続きカウンターを設置する事業者が代理させることが出来る。
- 免税手続きカウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となる。

免税手続きカウンターを活用する場合の買い物のイメージ



手続委託型消費税免税店制度の免税販売の流れ

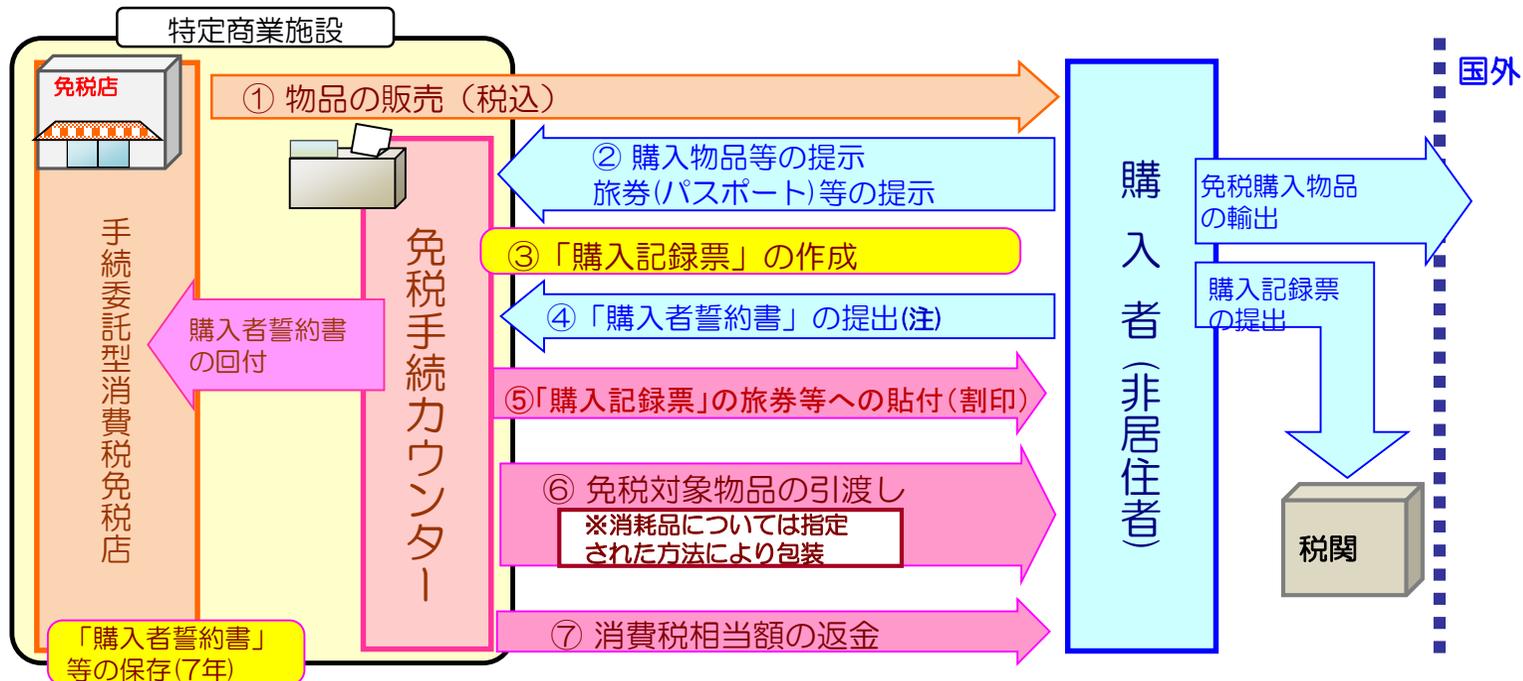
(店舗において)

- ①税込価格で物品を販売。商品、レシートを非居住者へ手交
- 免税手続きカウンターへ、フロアマップ等を使って案内

(免税手続きカウンターにおいて)

- ②免税販売手続を行う相手が非居住者であることを旅券(パスポート)等で確認
その非居住者が免税手続きカウンターにおいて提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型消費税免税店において販売された物品とが同一であることを確認
- ③手続委託型消費税免税店ごとに購入記録票及び購入者誓約書を作成(注)
- ④その非居住者が署名した購入者誓約書の提出を受ける
- ⑤購入記録票をその非居住者の旅券(パスポート)等へ貼付及び割印
- ⑥購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装し、引渡し
- ⑦免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をその非居住者へ返金

(注)免税手続きカウンターにおいて、販売場ごとに「購入記録票」及び「購入者誓約書」を作成



特定商業施設とは

○ 特定商業施設とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいう。

特定商業施設のイメージ



手続委託型消費税免税店



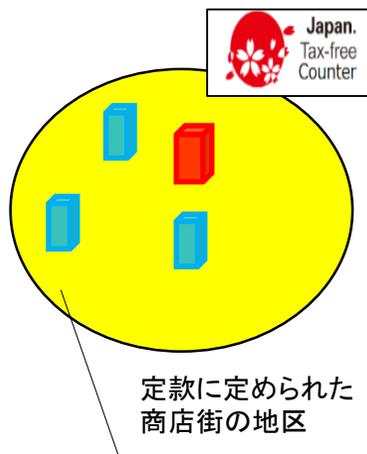
免税手続きカウンター

①商店街振興組合

免税手続きカウンター設置場所
商店街振興組合の定款に定め
た地区

販売店舗の設置要件

上記地区に所在し、商店街振興
組合の組合員であること

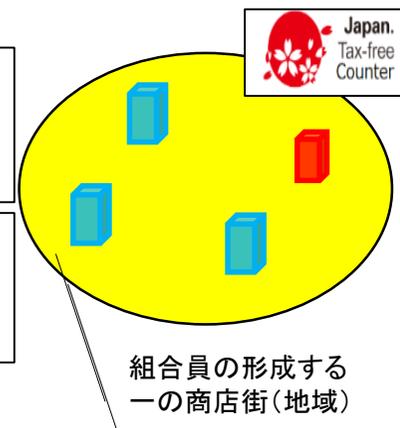


②事業協同組合

免税手続きカウンター設置場所
事業協同組合の組合員が形成する一の
商店街(地域)

販売店舗の設置要件

上記商店街に所在し、事業協同組合の
組合員であること

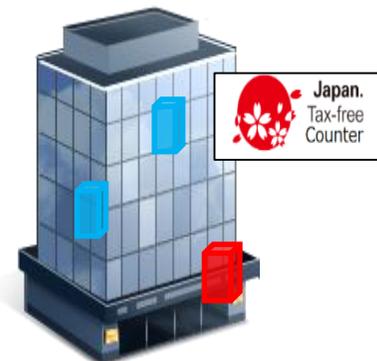


③大規模小売店舗

免税手続きカウンター設置場所
大規模小売店舗の施設内

販売店舗の設置要件

大規模小売店舗の施設内

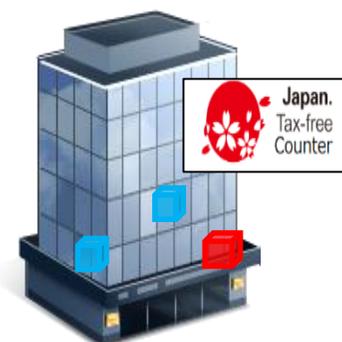


④一棟の建物(不動産登記上)

免税手続きカウンター設置場所
一棟の建物内

販売店舗の設置要件

一棟の建物内



商店街の地区等

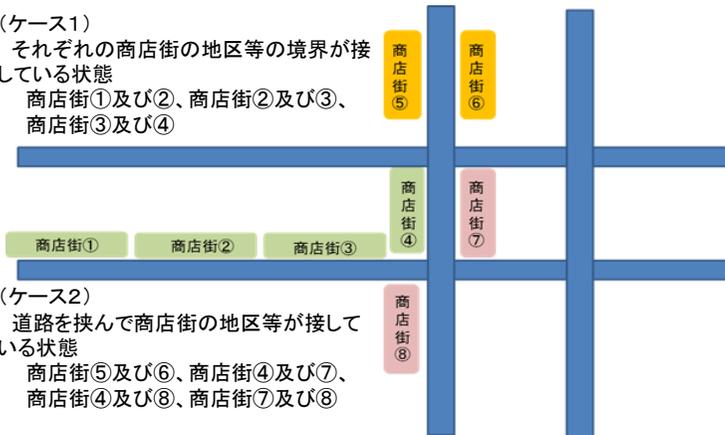
- 商店街の地区等（商店街振興組合の地区又は事業協同組合において一の商店街が形成されている地域をいう。以下同じ。）が他の商店街の地区等と隣接している場合は、その隣接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができる。
- 同一の税務署の管轄区域内にある商店街の地区等が他の商店街の地区等と近接している場合は、その近接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができる。

〈隣接する商店街の地区等〉

(ケース1)

それぞれの商店街の地区等の境界が接している状態

商店街①及び②、商店街②及び③、
商店街③及び④



(ケース2)

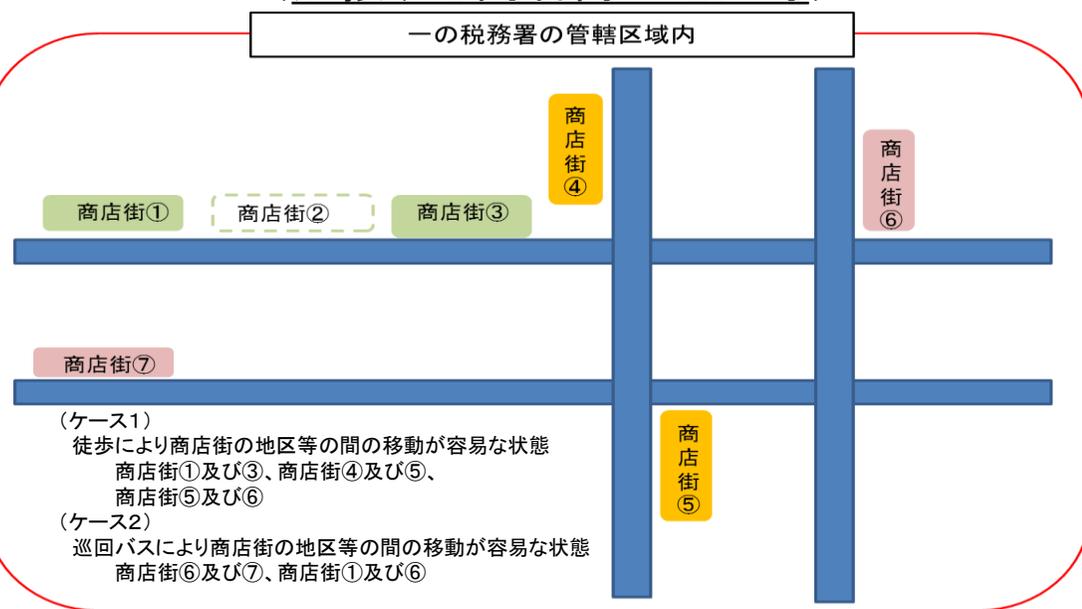
道路を挟んで商店街の地区等が接している状態

商店街⑤及び⑥、商店街④及び⑦、
商店街④及び⑧、商店街⑦及び⑧

※ 商店街に隣接する他の商店街に更に隣接する他の商店街を含めて一の特定商業施設とすることができる。
商店街①～④ など

〈近接する商店街の地区等〉

一の税務署の管轄区域内



(ケース1)

徒歩により商店街の地区等間の移動が容易な状態

商店街①及び③、商店街④及び⑤、
商店街⑤及び⑥

(ケース2)

巡回バスにより商店街の地区等間の移動が容易な状態

商店街⑥及び⑦、商店街①及び⑥

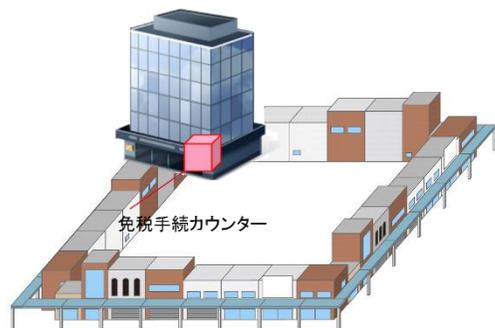
隣接又は近接する各商店街の免税販売手続を一の承認免税手続事業者が行う場合には、当該事業者及び商店街の組合員は、承認・許可申請の際に、以下の書類を添付する必要がある。

- ①各商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、当該共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要がわかるイベントのちらし
- ②連携したイベント等を行った実績がない場合は、当該制度を連携して行うメリット等を記載した理由書

商店街等における免税手続きカウンター導入のヒント

<商店街における免税手続きカウンター導入のモデルケース>

①既に免税販売手続を行っている百貨店やスーパーが手続を受託する(※1)



②外国人対応が得意なお店や、コンビニ・配送業者等の人や物が集まる施設に免税手続きカウンターを設置する(※1)



③補助金等を活用して新たに免税手続きカウンターを設置する(※2)(※3)



<決済端末>



<Wi-Fi機器>



<免税店>

(※1) 一般型消費税免税店と承認免税手続事業者を兼ねる場合

一般型消費税免税店を経営する事業者が、その一般型消費税免税店について承認免税手続事業者として承認を受けて免税手続きカウンターを設置した場合、他の手続委託型消費税免税店の免税販売手続の代理を行うことができます。また、免税販売手続の代理を行う手続委託型消費税免税店で販売した物品とその一般型消費税免税店で販売した物品を合算して、下限額を超えるか判定することができます。

(※2) 中小企業庁 地域商業自立促進事業補助金(分野:外国人対応)

商店街が外国人対応のために行う、免税システムの導入、キャッシュレス決済に必要な決済端末機の導入、Wi-Fi機器整備等の取組に対し、補助金を活用することが可能です。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2015/150218jiritu.htm>

(※3) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地域住民生活等緊急支援のための交付金

自治体ごとに定める実施計画において、支援メニューとしてパスポートリーダー等の導入支援が盛り込まれている場合、今後、補助金等の募集が行われる可能性があります。詳細については各自治体までお問い合わせ下さい。

大規模小売店舗内に免税手続きカウンターを設置する例

【事例1】

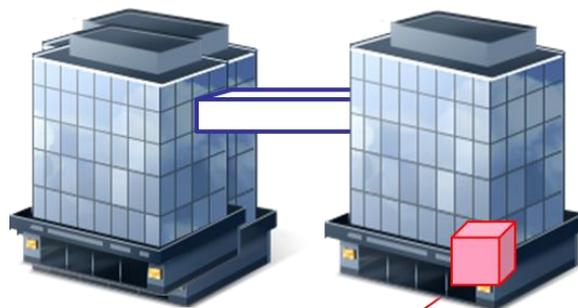
一つの建物(ショッピングセンター等)内に免税手続きカウンターを設置



免税手続きカウンター

【事例2】

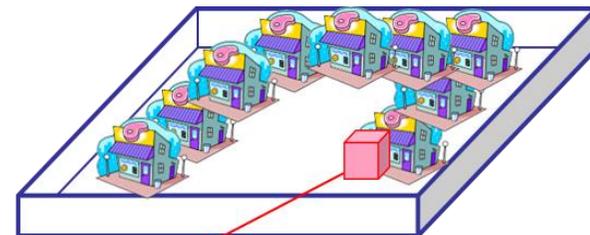
連絡通路で結ばれた建物(ショッピングセンター等)内に免税手続きカウンターを設置



免税手続きカウンター

【事例3】

アウトレットモール内に免税手続きカウンターを設置



免税手続きカウンター

【承認・許可申請書添付書類】

ショッピングセンター等を特定商業施設(大規模小売店舗)として承認・許可申請する際には、当該大規模小売店舗の新設・変更に関する届出書の写し(当該届出書等の地方自治体への提出事実が分かるもの)又はこれに代わる書類を添付する必要がある。

一棟の建物内に免税手続きカウンターを設置する例

【事例1】

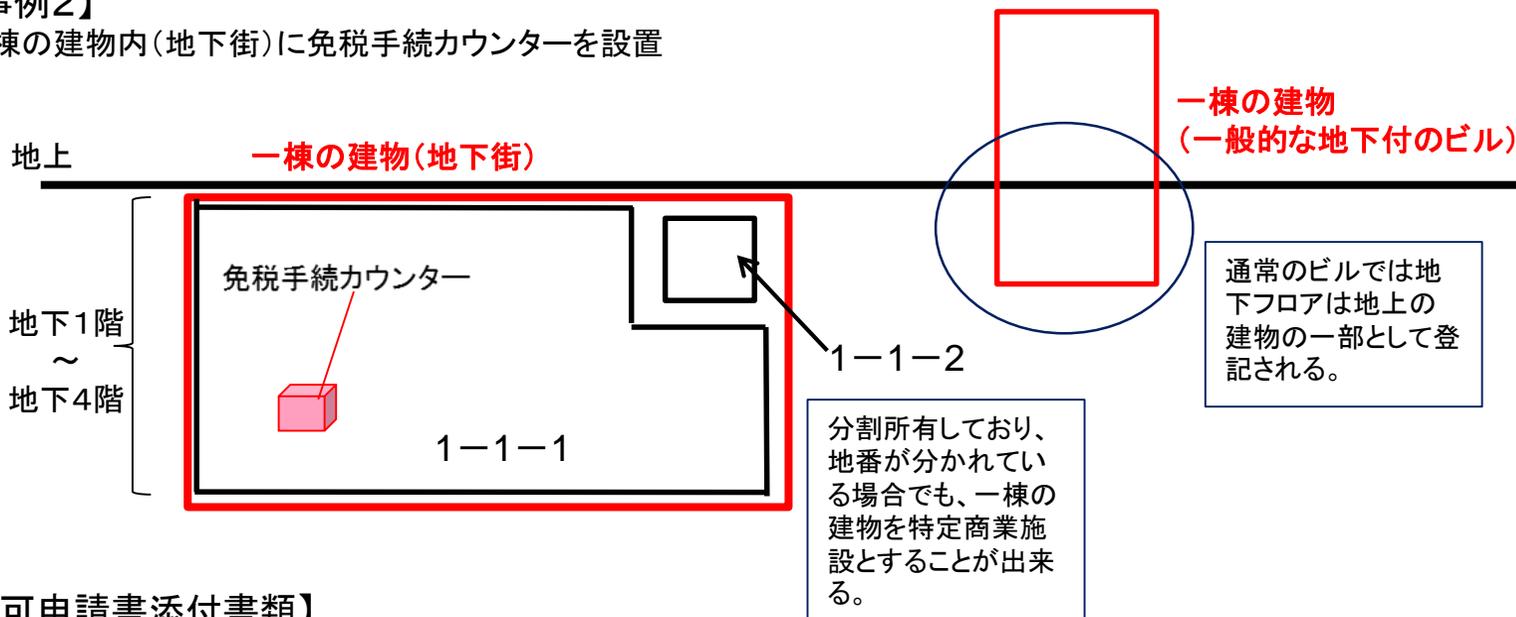
一棟の建物内(テナントビル等:大規模小売店舗を除く)に免税手続きカウンターを設置



免税手続きカウンター

【事例2】

一棟の建物内(地下街)に免税手続きカウンターを設置



【承認・許可申請書添付書類】

テナントビル等を特定商業施設(一棟の建物)として承認・許可申請する際には、当該建物の登記事項証明書(登記簿謄本の写し)を添付する必要がある。

手続委託型消費税免税店の許可要件

- 手続委託型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要。

《手続委託型消費税免税店の許可要件》

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- ③ 販売場を営む事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイ、ロ、ハの要件の全てを満たす関係があること。
 - イ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること
 - ロ 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること
 - ハ 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること

手続委託型消費税免税店の許可申請方法

- 手続委託型消費税免税店となるには、「輸出物品販売場許可申請書（委託型）」とともに「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記書類を添付して、消費税免税店を運営する事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長に申請する。

<添付書類>

- ① 販売場が所在する特定商業施設の見取図
(販売場及び免税手続カウンターの場合を記したもの)
- ② 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し
- ③ 特定商業施設に該当することを証する書類(イ~ニのいずれか)
 - イ 商店街振興組合の定款の写し
 - ロ 事業協同組合の定款の写し
 - ハ 大規模小売店舗に該当することを証する書類
 - ニ 建物の登記事項証明書(登記簿謄本の写し)
- ④ 承認免税手続事業者の承認通知書の写し
- ⑤ 申請者の事業内容が確認できる資料
(会社案内やホームページ掲載情報など)
- ⑥ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
(取扱商品リスト、商品カタログ)
- ⑦ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類(販売場で発行するレシートのひな形、一般物品と消耗品の別がわかる取扱商品リストなど)
- ⑧ 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる書類
(組合員名簿など)

新たに特定商業施設に免税手続カウンターを設ける場合等で②、④の準備が間に合わない場合、「参考事項」欄に後日提出する旨を記載することで、②、④を後日送付扱いとして申請を行うことが可能。

手続委託型用

輸出物品販売場許可申請書

平成 年 月 日	申請者 (フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	納税地 (フリガナ) 名称及び 代表者氏名	〒 _____ (電話番号) _____	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。				
販売場の所在地	(〒 _____) (電話番号) _____			
販売場の名称	納税地 番号	税務署		
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が連続して事業を営む地域でその大部分に一の税務署が形成されている区域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)			
特定商業施設の所在地	<input type="checkbox"/> 消費税第8条第5項の規定の適用を受ける特定商業施設である。 <input type="checkbox"/> はい			
特定商業施設の名称	承認免税手続事業者の氏名又は名称			
承認免税手続事業者の納税地	承認免税手続事業者の納税地			
参考事項	許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けたい場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
整理番号	部門番号	受理士 署名 印	印 (電話番号) _____	
※ 上記の申請について、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税第8条第6項の許可をします。				
申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	第 ____ 号			税務署長 _____ 印

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に送提出してください。
 2. 捺印欄は、記載しないで下さい。
 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、前納税務署名は決定の順次に記載して添付してください。

承認免税手続事業者の承認要件

- 承認免税手続事業者として、特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき承認を受けるためには、次の①から④の要件の全てを満たしていることが必要。

《承認免税手続事業者の承認要件》

①消費税の課税事業者であること。

(※)その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることが出来る。

詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

②現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

③免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。

④輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

免税手続事業者の承認申請方法

- 承認免税手続事業者となるには、「承認免税手続事業者承認申請書」とともに、「承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記の書類を添付して免税手続事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長へ申請する。

<添付書類>

- ① 設置しようとする免税手続カウンターの見取図
- ② 免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
- ③ 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類（免税販売マニュアルなど）
- ④ 特定商業施設に該当することを証する書類（イ～ニのいずれか）
 - イ 商店街振興組合の定款の写し
 - ロ 事業協同組合の定款の写し
 - ハ 大規模小売店舗に該当することを証する書類
 - ニ 建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）
- ⑤ 申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）
- ⑥ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
- ⑦ 免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル

第20-(4)号様式

承認免税手続事業者承認申請書

平成 年 月 日	(フリガナ) 申 請 地	(〒)
	納 税 地	(電話番号)
	(フリガナ) 者	
税務署長殿	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第6項に規定する承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。

設置しようとする免税手続カウンターの所在地	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業協同施設として事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域
	<input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
	<input type="checkbox"/> 4 一筆の建物（上記3に該当するものを除く。）
	消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける特定商業施設である。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
特定商業施設の所在地	
特定商業施設の名称	
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印

※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第6項に規定する承認免税手続事業者として承認します。

第 号
平成 年 月 日 税務署長 印

整理番号	部門番号	
申請年月日	年 月 日	入力地 年 月 日
台帳整理	年 月 日	

注意 1. この申請書は、納税地の宿務税務署長に3通提出してください。
2. 捺印欄は、記載しないで下さい。

物品の同一性の確認、情報の共有について

- 承認免税事業者は、免税手続きカウンターへ持ち込まれた物品が、免税販売手続の代理に関する契約を締結している手続委託型消費税免税店において販売されたものであるかどうかを確認の上、免税販売手続を行う必要がある。
- また、購入記録票及び購入者誓約書は、免税手続きカウンターにおいて承認免税事業者が作成することとなるため、購入記録票等を作成するために必要な情報（購入記録票等の記載事項及び一般物品であるか消耗品であるかの別が確認できる情報）を販売場から免税手続きカウンターに連絡しているなど、免税販売手続に必要な情報が共有されていなければならない。

○ 物品の同一性の確認のための手段(例)

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続きカウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

○ 情報の共有のための手段(例)

個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録票及び購入者誓約書を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価額（税抜）、物品の価額の合計額（税抜）、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。免税手続きカウンターでは、このレシートをもとに購入記録票等を作成する。また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

「フルーツ4」等具体的な品名でない場合、「フルーツ4」が「洋ナシ」等の具体名を指すことを販売店舗と免税手続きカウンターで情報共有すること



(※)

Fruits & Vegetable			
観光フルーツ			
観光商店街店 TEL: 0000-0000			
2015年01月12日(月) 19:45			
#0000-01			
品名	数量	単価	金額
フルーツ4	1名		
@2025 x 2		¥5050	¥5050
外税		¥5050	¥404
合計			¥5454
(消費税計)	¥404		
振0000000001	2品買		000732
消耗品免税販売額 ¥5050			

店舗において税込で発行されるレシートを購入記録票等に貼付する場合は、免税手続きカウンターで税抜価格の記載が必要

(参考①) 消費税免税店の都道府県別分布

○消費税免税店は、**全国に18,779店**(平成27年4月1日時点)あるが、三大都市圏に12,225店(全国65.1%)が所在。地域の免税店を拡大し、地方を訪れる外国人が地方ならではの特産品を免税店で買い物できるように取り組むことが必要。

都道府県別の輸出物品販売場数(全国18,779店 2015年4月1日時点)

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
札幌国税局	594	1,132	538	190.6%
北海道	594	1,132	538	190.6%
仙台国税局	156	486	330	311.5%
青森	12	61	49	508.3%
岩手	18	49	31	272.2%
宮城	94	267	173	284.0%
秋田	7	23	16	328.6%
山形	8	39	31	487.5%
福島	17	47	30	276.5%
関東信越国税局	509	1,158	649	227.5%
茨城	66	149	83	225.8%
栃木	69	134	65	194.2%
群馬	22	66	44	300.0%
埼玉	211	500	289	237.0%
新潟	53	132	79	249.1%
長野	88	177	89	201.1%
東京国税局	4,172	7,356	3,184	176.3%
千葉	383	801	418	209.1%
東京	3,268	5,469	2,201	167.4%
神奈川	468	994	526	212.4%
山梨	53	92	39	173.6%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
金沢国税局	122	279	157	228.7%
富山	73	129	56	176.7%
石川	46	142	96	308.7%
福井	3	8	5	266.7%
名古屋国税局	595	1,382	787	232.3%
岐阜	57	152	95	266.7%
静岡	161	352	191	218.6%
愛知	296	672	376	227.0%
三重	81	206	125	254.3%
大阪国税局	2,084	4,126	2,042	198.0%
滋賀	52	115	63	221.2%
京都	351	772	421	219.9%
大阪	1,259	2,316	1,057	184.0%
兵庫	307	701	394	228.3%
奈良	49	122	73	249.0%
和歌山	66	100	34	151.5%
広島国税局	220	603	383	274.1%
鳥取	23	49	26	213.0%
島根	6	19	13	316.7%
岡山	56	169	113	301.8%
広島	114	310	196	271.9%
山口	21	56	35	266.7%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
高松国税局	87	217	130	249.4%
徳島	3	22	19	733.3%
香川	48	88	40	183.3%
愛媛	25	79	54	316.0%
高知	11	28	17	254.5%
福岡国税局	587	1,262	675	215.0%
福岡	507	1,011	504	199.4%
佐賀	37	84	47	227.0%
長崎	43	167	124	388.4%
熊本国税局	97	431	334	444.3%
熊本	24	99	75	412.5%
大分	22	93	71	422.7%
宮崎	15	68	53	453.3%
鹿児島	36	171	135	475.0%
沖縄国税事務所	138	347	209	251.4%
沖縄	138	347	209	251.4%
合計	9,361	18,779	9,418	200.6%

2015年4月1日現在: 国税局所管地域別(国税庁集計)

三大都市圏と地方部の免税店数

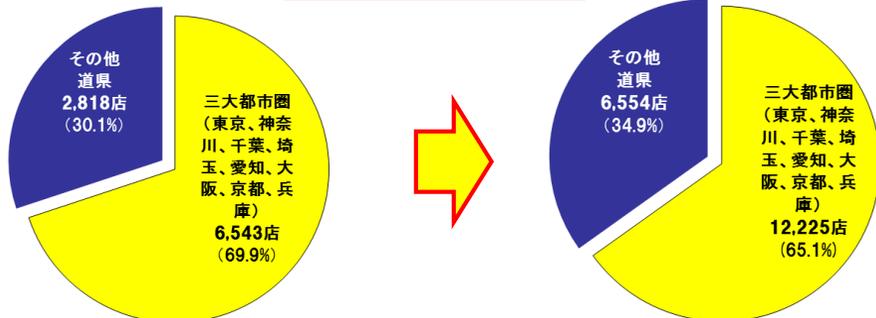
2014年10月1日

9,361店

地方部で3,736店増加

2015年4月1日

18,779店



免税店数の推移

(単位: 店)



(参考②) 全国の免税手続きカウンター開設等の動向

- ①SAで免税手続き、高松道・津田の松原、西日本発、3カ国語対応。15/7/8日経
- ②心齋橋お買い物、免税手続き一括 商店街「爆買い見込み、大丸に専用窓口。15/7/7朝日
- ③セブン、5分で免税手続き、年度内に3000店、訪日客の消費取り込む。15/7/7日経
- ④金沢港に中国から発の客船、あす1千人が上陸、観光、戸水埠頭に初めて免税店、富裕層の「爆買い」に期待。15/7/7北國
- ⑤にかほ市「ねむの丘」、外国人の誘客に力、道の駅、県内初の免税店。15/7/4秋田魁
- ⑥小松空港に免税カウンター開設。15/7/2北國
- ⑦東京駅で免税手続き、駅ナカ利用、外国人対象、JR東系がカウンター。15/6/30日経
- ⑧福岡地所、訪日客対応に力、キャナルシティ・マリノアシティ、免税一括手続き窓口。15/6/13日経
- ⑨買い物公園11店舗の手続一括で、西武旭川に免税カウンター、商店街からの請負、東日本発。
15/6/2北海道
- ⑩全国第1号、岡山・表町商店街が委託、免税手続き代行開始 天満屋に一括カウンター。15/5/28山陽
- ⑪スカイツリー、開業3年、外国人対応強化、専用入場券やカウンター。15/5/23フジサンケイビジネス
- ⑫訪日外国人が買いやすく、清水屋春日井店を免税対応に、中国人スタッフ採用…。15/5/14中部経済
- ⑬・ルミネ、免税一括窓口。15/5/8読売
- ⑭イオンモールのインバウンド対応に新たなサービス「免税手続きカウンター」の設置申請開始について
15/4/21イオンニュースリリース



ルミネ



天満屋



東京駅



小松空港

外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

	消費税免税制度相談窓口 (一般型、手続委託型輸出物品販売場制度)		(港湾における臨時販売場届出制度)
	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
	観光庁 観光戦略課 (電話) 03-5253-8322	商務流通保安グループ 流通政策課 (電話)03-3501-1708	港湾局 産業港湾課 (電話)03-5253-8672
北海道	北海道運輸局 観光地域振興課 (電話)011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 (電話)011-738-3231	北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 (電話)011-709-2137
東北	東北運輸局 国際観光課 (電話)022-791-7510	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 (電話)022-221-4914	東北地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)022-716-0005
関東	関東運輸局 国際観光課 (電話) 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 048-600-0345	関東地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)045-211-7416
中部	中部運輸局 観光地域振興課 (電話)052-952-8009	中部経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)052-951-0597	中部地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)052-209-6323
北陸	北陸信越運輸局 観光地域振興課 (電話)025-285-9181		北陸地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)025-370-6706
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 (電話)06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)06-6966-6025	近畿地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)078-391-8361
中国	中国運輸局 観光地域振興課 (電話)082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)082-224-5655	中国地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)082-511-3928
四国	四国運輸局 観光地域振興課 (電話)087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 (電話)087-811-8524	四国地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)087-811-8330
九州	九州運輸局 観光地域振興課 (電話)092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)092-482-5511	九州地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 (電話)098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 (電話)098-866-1731	沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課 (電話)098-866-1906

※国税に関するご相談は最寄の税務署にお問い合わせください。